

令和8年度

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

嘱託職員(子どもの家)採用試験(6月実施)案内

1 職、採用予定数、採用年月日、雇用契約期間

職	採用予定数	採用年月日	雇用契約期間
放課後児童支援員	若干名	令和8年7月1日 (採用日は相談に応じます。)	採用年度の3月31日まで

※ 雇用契約期間を更新する場合があります。

2 受験資格

受験職	受験資格
放課後児童支援員	昭和42年4月2日以降に生まれ、次のいずれかの要件を満たす人 (1) 保育士、社会福祉士又は教員免許の資格を取得している人、 若しくは採用年月日までに取得見込みの人 (2) 学校教育法による大学(大学院を含む)において社会福祉学、 心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学のいずれかを 専修する学科又は課程を卒業した人、若しくは採用年月日まで に卒業見込みの人 (3) 学校教育法による高等学校を卒業した人で、2年以上児童福 祉事業に従事又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従 事した人 (4) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者

※ 採用年月日までに受験資格に必要な資格を確認できなかった場合は、受験資格を満たさないと判断し不採用となります。

3 試験の種目

試験種目	性格検査、面接試験
------	-----------

4 受験申込手続き

申込先	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会 総務課 〒486-0857 愛知県春日井市浅山町1丁目2番61号 (春日井市総合福祉センター内) 電話0568-84-1011
-----	---

申込期間	<p>《持参の場合》 令和8年4月28日（火）から令和8年6月12日（金）まで 各日ともに午前9時から午後5時まで(土、日、祝日を除く。)</p> <p>《郵送の場合》（必着） 令和8年4月28日（火）から令和8年6月12日（金）午後5時まで</p>
申込方法	<p>《持参の場合》 提出書類を持参して、春日井市社会福祉協議会へ申し込んでください。</p> <p>《郵送の場合》 提出書類、返信用封筒（長3・120mm×235mm、郵便番号・住所・氏名を書いて460円（110円+350円）分の切手を貼ったもの）を、「受験申込み」と朱書きした封筒に入れて簡易書留郵便等、確実な方法を用いて郵送してください。</p>
提出書類	<p>【放課後児童支援員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴書（市販のものに写真を貼りつけたもの） ・ 受験資格(1)の人は、保育士、社会福祉士又は教員免許の資格を証するものの写し（取得見込みは除く） ・ 受験資格(2)の人は、卒業証明書又は卒業証書の写し（卒業見込みの人は卒業見込み証明書） ・ 受験資格(3)の人は、卒業証明書又は卒業証書の写しと実務経験証明書 様式3-1 ・ 受験資格(4)の人は、実務経験証明書 様式3-2
受験票の交付	<p>受験申込書を受理した時に受験票を交付します。 (郵送申込みの場合は郵送します。)</p>

※ 提出書類が整っていない場合は、受付をすることができません。

申込受付後は、履歴書など提出された書類はお返ししません。

※ 子どもの家放課後児童支援員の受験資格(3)は、2年以上の実務経験を証明する書類が必要になります。実務経験証明書 様式3-1を提出してください。

なお、採用年月日までに所定期間の従事が確認できない場合は、受験資格を満たさないと判断し不採用となります。

※ 子どもの家放課後児童支援員の受験資格(4)は、5年以上の実務経験を証明する書類が必要になります。実務経験証明書 様式3-2を提出してください。

なお、採用年月日までに所定期間の従事が確認できない場合は、受験資格を満たさないと判断し不採用となります。

5 試験の日時及び場所

試験日	試験会場
令和8年6月20日（土）	春日井市総合福祉センター

6 合格発表

合格発表（予定）	※ 本会ホームページにて発表、試験合格者のみ郵送で通知します。
令和8年6月25日（木）	

7 勤務時間等

勤務時間	午前11時00分から午後7時15分まで 土曜日、学校休業日は、午前8時00分から午後4時15分までの勤務又は午前7時30分から午後3時45分までの勤務もあります。
休 日	(1) 日曜日 (2) 4週につき4日 (3) 祝日 (4) 年末年始（12月29日から1月3日まで）
休 暇 等	年次有給休暇、特別休暇、育児休業等

8 給与、福利厚生

【放課後児童支援員】

給 与	月額 227,200円 ※昇給あり。最大月額 270,600円（チーフ手当を含む。）
（給与内訳）	・給料 月額 208,200円（昇給あり。最大月額231,600円） ・資格手当 月額 10,000円 （放課後児童支援員としての勤続年数が5年を超えて雇用契約が更新されると月額 20,000円） ・処遇改善手当 月額 9,000円
チーフ手当	月額 10,000円 （担当する子どもの家を取りまとめる役職（チーフ）に就いている場合に支給）
賞 与	期末手当、勤勉手当（給料月額 の4.65 か月/年） ※ 給料月額が208,200円の場合、 968,130円/年 となります。 期末処遇改善手当として、 18,000円/年 が加算されます。
諸 手 当	通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、退職手当（勤務期間が1年以上の場合）
福利厚生	(1) 雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険に加入 (2) 愛知県民間社会福祉事業職員共済会に加入 (3) 福利厚生センターに加入（4月入職又は令和7年4月に雇用契約が更新された場合）

※ この給料月額は令和8年4月28日現在の金額です。今後変更する場合があります。